

令和8年度 高齢者肺炎球菌感染症定期予防接種のお知らせ



- 実施期間 **予診票到着～66歳の誕生日の前日まで**（期間外での接種は全額個人負担）
- 対象者
 - ①65歳の方
定期接種の機会は65歳の1年間です。
接種を希望する方は、接種の機会を逸することがないようご注意ください。
 - ②60歳から64歳になる方で、
心臓・腎臓・呼吸器の重い障害またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害によって
身体障害者手帳1級程度の方
- 接種方法 実施期間中に1回、委託医療機関で接種できます。
- 接種医療機関 高齢者肺炎球菌感染症定期予防接種委託医療機関（P4一覧表参照）
- 接種費用 3,500円
- 持ち物 予診票、費用（3,500円）

費用免除対象者

- ①生活保護受給者
- ②中国残留邦人等支援給付受給者
- ③原発避難者特例法に基づく指定市町村から避難している方
※台風等により被災した方で、被災日から1年以内の接種であれば費用が免除となる場合がございます。
※接種期間中に免除対象者となった方は予診票を再発行いたします。必ず接種前にお問い合わせください。

高齢者肺炎球菌感染症 定期予防接種予診票					
対象年齢：65歳の者 60歳以上65歳未満で、心臓、腎臓もしくは呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に障害を有する者					
対象外：過去に肺炎球菌ワクチンを接種したことがある場合は対象外					
八千代市	受診日	西暦	年	月	日
住所	診察前の体温		度	分	
整理番号（市町村交付）	自己負担金	0円			
フリガナ	年月日	（満 歳）			
受ける人の氏名					

予診票内の自己負担金欄に「0円」と印字しています。

<本市以外の医療機関で接種したい方>

- ①千葉県内の医療機関にかかりつけ医がいる方

県内相互乗り入れ制度により接種できますが、相互乗り入れ制度を利用できない医療機関もありますので、医療機関に相互乗り入れ制度を利用できるか確認の上で接種してください。県内相互乗り入れ制度利用の際は八千代市の予診票をご持参ください。相互乗り入れ制度を利用できない医療機関で接種した場合、接種料金は原則全額個人負担となります。

- ②やむを得ない事情により本市で予防接種を受けることが困難な方

市外の医療機関や介護老人保健施設などに入院・入所中の方、内科的な慢性疾患（心臓・腎臓・脳血管疾患等）で主治医が市外にあり主治医のもとでないと安全に接種できない方などは、市外医療機関等で接種可能な場合があります。接種を希望する方は事前に健康づくり課へお問い合わせください。

高齢者肺炎球菌感染症定期予防接種についての説明書

1 肺炎球菌感染症とは

肺炎球菌感染症とは、肺炎球菌という細菌によって引き起こされる病気です。この菌は、主に気道の分泌物に含まれ、咳やくしゃみなどを通じて飛沫感染します。日本人の約5～10%の高齢者では鼻や喉の奥に菌が常在しているとされます。これらの菌が増殖し、下気道や血流中へ侵入することで、気管支炎、肺炎、敗血症などの重い合併症を起こすことがあります。

2 予防接種の目的と効果

高齢者肺炎球菌感染症定期予防接種は主に個人の発病・重症化防止を目的としています。肺炎球菌には、100種類以上の血清型があり、定期接種で使用される沈降20価肺炎球菌結合型ワクチン(PCV20)は、そのうち20種類の血清型を対象としたワクチンであり、この20種類の血清型は、成人侵襲性肺炎球菌感染症(※)の原因の約5～6割を占めるという研究結果があります。

※侵襲性感染症とは、本来は菌が存在しない血液、髄液、関節液などから菌が検出される感染症のことをいいます。

3 接種を受けることができない方

- 過去に肺炎球菌ワクチンの接種を受けたことがある方は原則、対象外です。医師が必要と判断した場合のみ接種ができます。(全額自己負担での任意接種を含む)
- 当日明らかな発熱(37.5℃以上)がある方
- 過去に予防接種を受けて、アナフィラキシーショックを起こしたことがある方
- 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな方
- 予防接種を行うことが不適当な状態と医師が判断した方

※アナフィラキシーショックとは、通常接種後30分以内に起こるひどいアレルギー反応のことです。

4 接種について主治医とよく相談が必要な方

- 血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患等の基礎疾患を有する方
- 免疫不全と診断されている方や、近親者に先天性免疫不全症の方がいる方
- 予防接種を受けて2日以内に発熱や全身性発疹などのアレルギーを疑う症状を呈したことがある方
- 過去にけいれんをおこしたことがある方
- ワクチンの成分に対してアレルギーを起こすおそれのある方
- 血小板減少症、凝固障害、抗凝固療法を受けている方

5 予防接種の副反応

ワクチンを接種後に以下のような副反応がみられることがあります。また、頻度は不明ですが、ショック・アナフィラキシー、痙攣(熱性痙攣含む)、血小板減少性紫斑病がみられることがあります。症状がひどい場合は、接種した医療機関の診察を受けてください。また、診察後は八千代市健康づくり課へ連絡してください。

発現割合	主な副反応
30%以上	疼痛・圧痛 [*] (59.6%)、筋肉痛(38.2%)、疲労(30.3%)
10%以上	頭痛(21.7%)、関節痛(11.6%)
1%以上	紅斑、腫脹

※ワクチンを接種した部位の症状

6 他のワクチンとの同時接種・接種間隔

医師が特に必要と認めた場合は、インフルエンザワクチンや新型コロナワクチン、带状疱疹ワクチン等の他のワクチンと同時接種が可能です。また、他のワクチンとの接種間隔に制限はありません。

7 予防接種を受けた後の注意

- 接種後30分間は、急な副反応が起こることがあるので、医師（医療機関）とすぐに連絡を取れるようにしておきましょう。
- 副反応の多くは24時間以内に出現しますので、特にこの間は体調に注意しましょう。
- 入浴は差し支えありませんが、注射をした部位を強くこすことはやめましょう。
- 接種当日はいつもどおりの生活をしてかまいませんが、激しい運動や多量の飲酒は避けましょう。

8 注意事項

- 「高齢者肺炎球菌感染症定期予防接種についての説明書（本書）」を必ず読み、十分に納得できない場合は、接種を受けないでください。
- 予防接種は接種を受ける法律上の義務はなく、自らの意思で接種を希望する方のみが行うものです。接種対象者の意思確認ができない場合には接種できません。
- 予防接種を受ける前には必ずこの説明文を読み、必要性や副反応（健康被害）についてよく理解した上で、予防接種予診票の「予防接種希望書」に自署してください。
- 予防接種をした後、「予防接種済証」が医療機関から渡されますので、大切に保管してください。
- 麻痺や視覚障害等があり、予診票に自署できない方は、事前に家族や成年後見人等に代筆してもらってください。原則、医療従事者等の代筆は行えません。

9 予防接種健康被害救済制度

市町村長が実施する予防接種法に基づく予防接種により健康被害があり、その請求について予防接種との因果関係を厚生労働省大臣が認定した場合、市町村長は医療費・医療手当・障害年金・遺族年金・遺族一時金・埋葬費の給付を行います。

また予防接種法にかかわらず、医薬品による思い副作用が生じた場合には、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法に基づく救済制度があります。

10 問い合わせ先

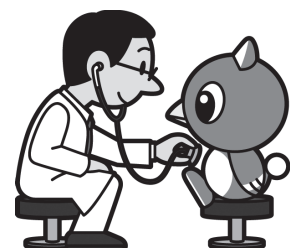
八千代市 健康づくり課 健康支援班

〒276-0042 八千代市ゆりのき台2-10 八千代市保健センター内

電話：047-483-4646

FAX：047-482-9513

※接種の予約は各医療機関にご連絡ください。



「やっち」